

議会受付番号	鎌議第 1351 号
質問者	上畠寛弘議員
答弁する者	市 長 (経営企画部秘書広報課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

市長にとって与党会派

2 質問の要旨

労働委員会に対して鎌倉市職員労働組合の単純労務職が申し立てたことで、わたりに係って鎌倉市が提出した書面において、市長にとって鎌倉夢プロジェクトの会が与党会派であることを認諾した。認諾したことにより質問するが、与党会派とは何か。

何故、鎌倉夢プロジェクトの会が市長の与党なのか、その根拠とは何か。

選挙時の現職議員、新人への応援や当選の有無を考えると、松尾市長にとって、みんなの鎌倉や新草莽の会は与党会派なのか。

採決の行動を見ると、市長の今季はじめての再議権行使を使った際は、市長の議案を支持した日本共産党鎌倉市議会議員団こそ与党ではないか。如何か。

又、ゴミの態度を突然かえた鎌倉みらいは与党会派か。如何か。

鎌倉みらいとは市長もしくは副市長は戸別収集については、賛成をとりついているのか。

3 答弁

本市では、平成27年4月30日付で鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が神奈川県労働委員会へ申し立てた不当労働行為救済申立書に対する平成27年5月19日付答弁書における「不当労働行為を構成する具体的な事実に対する答弁」において、申立人の「被申立人議会には、いわゆる「市長会派」に所属する議員が4名いたが、この4名も全員、総務常任委員会で可決された修正案に賛成した。」の主張に対し、「申立人の主張する「市長会派」なるものが、「鎌倉夢プロジェクトの会」を指しているならば認める。」と答弁しました。また「その結果、先に述べた「市長会派」の4名を含め、当初の採決で修正案に賛成した議員全員が、再議においても修正案に賛成したのであった。」との主張に対しても、「3段落目の主張については、申立人の主張する「市長会派」なるものが、「鎌倉夢プロジェクトの会」を指しているならば認める。」と答弁しています。

これらは、「市長会派」の指すところが必ずしも明らかではなかったものの、所属する

4名全員が修正案に賛成した会派は「鎌倉夢プロジェクトの会」のみであったことから、それぞれ「鎌倉夢プロジェクトの会」が修正案に賛成したこと、さらに再議において修正案に賛成したことを認めたものです。

ご質問の「与党会派」及び、前述の答弁書にある「市長会派」についての判断基準はありません。

また、「鎌倉夢プロジェクトの会」、「みんなの鎌倉」、「新・草莽の会」、「日本共産党鎌倉市議会議員団」及び「鎌倉みらい」が、「与党会派」であるかどうかについても、「与党会派」の判断基準がないため、お答えはできません。

ごみの戸別収集について、市長、副市長が「鎌倉みらい」から賛成をとりつけている事実はありません。